# 技術分野別 部会の紹介と部会員募集について

会員各位

2019 年 6 月 日本太陽エネルギー学会 事務局

本会は各専門領域の方々の交流促進と活性化を図るため 2009 年から技術分野別部会を設置しています。(次頁の「部会運営規程」をご参照ください)

現在、活動している部会は次の通りですので各位にはご希望の部会にぜひ加入をお願い申しあげます。加入費は不要です。なお、複数の部会加入でも構いません。

部会名	専門領域		
太陽熱部会	・太陽エネルギーの集熱および応用など技術およびシステム		
	・太陽熱利用促進に関わる制度・政策など社会システム		
	・太陽熱利用に関する市場動向などの産業分野		
太陽光発電部会	太陽光発電にかかわる広範な領域		
	・太陽電池の技術ならびに研究開発(高性能化,材料,モジュール,次世代型太陽電池		
	等)		
	・太陽光発電システムの技術ならびに研究開発(システム高度化,普及,メガソーラー,		
	システム健全性等)		
	・太陽光発電の産業・政策動向(市場動向、産業動向、ビジネス戦略、国家戦略等)		
光化学・バイオマ	太陽の恵を利活用した地球温暖化防止に貢献できる様々な分野		
ス部会	・光化学反応を利用した人工光合成、光触媒		
	・色素増感・有機薄膜・ペロブスカイト太陽電池など非シリコン系太陽電池		
	・太陽エネルギー由来の電気を貯蔵・利用するための蓄電池や燃料電池		
	・電気化学反応によるエネルギー分子の生産		
	・バイオマス・農業生産への太陽エネルギー利用技術と応用		
	・燃料作物・微生物の栽培・培養技術		
	・バイオマスの燃料利用		
	・バイオマスによる化石資源消費型材料の代替利用など		
ソーラー建築部会	太陽熱利用, 太陽光利用をはじめとする自然エネルギー利用の建築への応用		
風力・水力部会	風力・水力エネルギーに由来する発電や動力など利用技術ならびに関連する分野		
100%再生可能エネ	再生可能エネルギーの利用促進に関する技術・システムおよび制度・政策など社会		
ルギー部会	システム全般		

申込先:日本太陽エネルギー学会事務局(info@jses-solar.jp FAX:03-3376-6720)

氏名:		参加希望部会(希望分野に〇)	)
所属:		太陽熱部会	
		太陽光発電部会	
住所:		光化学・バイオマス部会	
		ソーラー建築部会	
電話: FAX:		風力・水力部会	
		100%再生可能エネルギー部会	
E-mail:	連絡事項		

# 日本太陽エネルギー学会 部会運営規程

2009年5月18日制定 2019年7月9日改定

## 第1条 目的

この規程は、この法人(以下「本会」という.)の定款第36条にもとづき、各専門領域の更なる発展と活性化を期し、理事会の下部組織となる部会の設置・組織・運営等について定める.

## 第2条 設置の申請

部会設置には、本会正会員及びシニア会員の資格を有する原則として 10 名以上の発起人を必要とし、発起人は以下の内容を記した設置申請書を作成して会長に提出する.

申請内容:設置部会名,専門領域,発起人名簿,幹事ならびに設置目的・趣旨,当面の事業計画等(基盤となる研究会活動,セミナー開催,見学会開催など)

## 第3条 設置の承認

会長は申請された設置申請書を理事会に諮り、理事会は設置申請書を審議し、設置の可否を決定する.

#### 第4条 構成員

- (1) 部会の構成員は、原則として本会の会員とする. ただし、研究会をはじめとする活動において非会員の参加を妨げるものではなく、本会の紹介・新規入会への取り組みとして歓迎する.
- (2) 幹事の互選で部会長を定め、部会長は理事会に出席できる.
- (3) 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない.

#### 第5条 運営

- (1) 部会には、部会運営を円滑に行うべく複数名の幹事を置くことができる、幹事は、部会長が任命する
- (2) 部会は事業年度初に年間活動および収支計画書を理事会に提出し、その承認を得る.
- (3) 部会は事業年度末に年間活動および収支報告書を理事会に提出して活動状況を報告し、その承認を得る.
- (4) 理事会は部会の運営について意見を述べ、その活動に関して勧告をすることができる.

#### 第6条 会計

部会の会計は原則として事務局が担当する. ただし, 部会が独自に会計担当を置く場合はこの限りではない.

## 第7条 解散

- (1) 部会を解散しようとするときは、部会長が解散理由を記載した解散届を会長に提出する.
- (2) 会長は、部会長から提出された解散届を理事会に諮り、部会解散の承認を得る.
- (3)1年以上活動実績がない、活動報告がされないなどの場合、理事会は部会を解散させることができる.

#### 付記(過去の改定履歴)

2018年9月14日改定, 2019年1月8日改定